

秋田県後期高齢者医療広域連合議会処務規程

平成19年3月27日
議会訓令第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田県後期高齢者医療広域連合議会（以下「広域連合議会」という。）の組織、事務処理その他必要な事項を定めるものとする。

(議長の担当事務)

第2条 議長の担任する事務は、法令で定めるもののほか、おおむね次に掲げるところによる。

- (1) 公印及び書類の保管に関すること。
- (2) 書記長、書記その他の職員の任免及び服務に関すること。
- (3) 本会議に関すること。
- (4) 会議録の調製、保管に関すること。
- (5) 議決事項の処理及び会議結果の報告に関すること。
- (6) その他議会の庶務に関すること。

(書記長及び書記その他の職員)

第3条 議会に書記長及び書記その他の職員を置く。

2 書記長は、議長の命を受け、議会の事務を掌理する。

3 書記その他の職員は、上司の命を受け、議会の事務に従事する。

(専決)

第4条 議長は、その権限に属する事務の一部を書記長に専決させることができる。

2 前項の事務専決については、秋田県後期高齢者医療広域連合事務決裁規程（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合訓令第2号）の例による。この場合において、書記長は局長、課長及び財務担当課長の専決事項を専決するものとする。

3 書記長は、前項の規定により専決する事項のほか、議長が特に指定した事項について、専決できるものとする。

(文書の取扱い)

第5条 文書の取扱い及び処理については、秋田県後期高齢者医療広域連合文書規程（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合訓令第3号）の例による。

(公印の種類及び保管者)

第6条 公印の種類及び保管者は、次の表のとおりとする。

公印の種類	公印保管者
秋田県後期高齢者医療広域連合議会之印	議会の書記長
秋田県後期高齢者医療広域連合議会議長之印	議会の書記長
秋田県後期高齢者医療広域連合議会副議長之印	議会の書記長

(公印のひな形及び寸法)

第7条 公印のひな形及び寸法は、別表のとおりとする。

(公印の管理)

第8条 この規程に定めるもののほか、秋田県後期高齢者医療広域連合公印規則（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第7号）の例による。

附 則

この訓令は、平成19年3月27日から施行する。

別表（第7条関係）

名 称	書体	形状	寸法	ひな形	個数
秋田県後期高齢者医療広域連合 議会之印	てん書体	正方形	方 18mm	秋田県後期 高齢者医療 広域連合 議会之印	1
秋田県後期高齢者医療広域連合 議会議長之印	てん書体	正方形	方 18mm	秋田県後期 高齢者医療 広域連合議会 議長之印	1
秋田県後期高齢者医療広域連合 議会副議長之印	てん書体	正方形	方 18mm	秋田県後期 高齢者医療 広域連合議会 副議長之印	1